



目次

- 2～3【特集】… ～コロナに負けない～
事業者向け緊急経済対策の紹介
- 6～7【景況】… 各業界の景況(3月)について
- 10【情報】… 令和2年度
「中央会の助成事業」紹介
- 11～12【情報】… 各種お知らせ「情報BOX」など

定価 100円

昭和36年4月10日第三種郵便物認可
会員の購読料は賦課金の中に含まれます。

2020年
5月号
第762/337号
毎月1日発行

最新の施策情報は 経済産業省の特設ページで 随時更新中です。

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録

🔍 e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー

🔍 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



山梨県中小企業団体中央会

発行所

甲府市飯田2-2-1 中小企業会館4階 TEL 055(237)3215 FAX 055(237)3216
http://www.chuokai-yamanashi.or.jp e-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp



新型コロナウイルス感染症に係る「緊急経済対策」特集

山梨県や国などの施策を活用し、この危機をともに乗り越えよう！

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国などから様々な施策が出されています。しかし、施策の数は多いものの、自らがどの施策を活用すべきか分からない事業者も多いと思います。

そこで、それぞれの影響ごとに活用できる施策をまとめましたので、ぜひご活用ください。国難ともいえるこの危機をともに乗り越えていきましょう！

最新の各種情報は次のサイトをご確認ください。

○山梨県／新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度・相談窓口について（随時更新中！）
https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_support.html

○経済産業省／経済産業省の支援策（随時更新中！） <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

1. 「資金繰り」の確保

●持続化給付金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方
 給付上限額：（法人）200万円、（個人事業主）100万円



給付額 = 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

●信用保証・融資制度

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 【対象要件】売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応	特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

融資

※生活衛生関係の事業者向け

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策衛生経 金利当初3年▲0.9%引下げ 【対象要件】売上高▲5%以上減少	特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減
衛生環境激変対策特別貸付 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円が融資		



- ・上記表内の信用保証・融資制度は全て「**無担保**」で借入が可能。
- ・「**利子補給制度**」を活用することにより、**実質無利子**で融資を受けられるものがある。
- ・ただし、実質無利子は「**借入後当初の3年間のみ**」であり、その後は基準金利が適用される。

資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先

中小企業／金融・給付金相談窓口 TEL：0570-783183

●各種補助金の拡充

【ものづくり補助金】拡充策：補助率を 1/2 から 2/3 へ引上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

お問い合わせ ものづくり補助金事務局 TEL：050 - 8880 - 4053

【持続化補助金】拡充策：補助上限を 50 万円から 100 万円へ引上げ

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。

お問い合わせ 全国商工会連合会 TEL：03 - 6670 - 2540 又は 日本商工会議所 TEL：03 - 6447 - 2389

【IT導入補助金】拡充策：補助率を 1/2 から 2/3 へ引上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援。

お問い合わせ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会 TEL：0570 - 666 - 424



拡充策を活用するためには、次の要件を満たすことが必要となる。

- ・補助対象経費の 1/6 以上が「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」のいずれかに合致する設備投資であること。

2. 「雇用」の維持

●雇用調整助成金

概要：経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（従来制度との主な比較）※中小企業の場合

	従 来		特例措置（令和 2 年 4 月 1 日～6 月 30 日）
休業手当の助成率	2/3	→	<u>4/5</u>
助成率引き上げ（解雇なし）	4/5	→	<u>9/10</u>
支給期間	100 日 / 年	→	100 日 / 年 + <u>（4 月～6 月分）</u>
休業手当の支給対象	雇用保険被保険者	→	<u>雇用保険被保険者以外も対象</u>
受給要件（生産指標）	売上などの前年同月比 3 か月 10% 以上低下	→	売上などの前年同月比 <u>1 か月 5% 以上低下</u>

※その他にも、「休業規模の要件を緩和」、「申請書類の簡素化」などの措置が講じられています。

●小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

概要：小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休業に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成金。

対象：次の①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は「8,330 円」が日額上限。

お問い合わせ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 個人向け緊急小口資金相談コールセンター
TEL：0120 - 60 - 3999

※以上の情報は随時更新されています。施策の最新情報は、「山梨県」及び「経済産業省」のホームページでご確認ください。

雇用維持と事業継続の為に 資金繰り支援等のご案内

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 **中小**

■ 日本政策金融公庫等で実質無利子・無担保の融資が受けられます

※対象者は最近1ヵ月の売上が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※実質無利子化の限度額は、日本公庫については個人事業主 3千万円（国民事業） 中小企業者1億円（中小事業） 商工中金については1億円（危機対応融資）

■ 民間金融機関で最大3千万円の実質無利子・無担保の融資が受けられます

※対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

個 **中小**

■ 日本政策金融公庫等の過去の借入れを一部実質無利子で借換できます

※実質無利子化の限度額は最大1億円。借換えの限度額（新規融資と借換の合計額）は3億円

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業1億円、国民事業3千万円 商工中金 危機対応融資1億円

3. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

個 **中小** **中堅** **大**

■ 従業員の賃金等を最大9/10助成されます

※解雇を伴わない場合の助成率は中小企業9/10 大企業3/4

4. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい

個 **中小** **中堅**

■ 事業全般に広く使える現金が最大200万円支給されます

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方

※給付上限は、法人（中堅・中小・小規模）200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円

5. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配

個 **中小** **中堅** **大**

■ 基本的に全ての税の納税を猶予できます

■ 厚生年金等の保険料の納付を猶予できます

■ 電気・ガス料金の支払いを猶予できます

お問い合わせ先 山梨県よろず支援拠点 TEL：055-243-0650

※「よろず支援拠点」は、中小企業・小規模事業者の皆様からの経営上のあらゆるご相談にお応えするために国が全国に設置した無料の経営相談所です。

通常総会が終わると、限られた期間内で事務処理を行わなければなりません。
次の流れを参考に適切な事務処理を行ってください。なお、書類の具体的な処理の方法等について
ご不明な点は、中央会職員におたずねください。

①通常総会の開催



通常総会終了後 2 週間以内

所管行政庁へ提出するもの

決算関係書類

■決算関係書類の提出

通常総会終了後 2 週間以内に所管行政庁へ提出

(所管行政庁への提出を怠ると職権解散の対象になります。)

【添付書類】

①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書

⑤剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 ⑥通常総会の議事録（謄本）

※所管行政庁が山梨県の場合は中央会へ 2 部提出ください。



役員変更届

通常総会において役員（理事及び監事）を変更した場合役員変更届を所管行政庁へ提出

【添付書類】

①変更した事項を記載した書面（変更前と変更後の新旧対照表を記載する）

②変更した年月日及び理由を記載した書面 ③理事会議事録（謄本）

※所管行政庁が山梨県の場合は中央会へ 2 部提出ください。

定款申請認可申請書

■定款変更認可申請

通常総会において定款変更をした場合定款変更認可書を所管行政庁へ提出

【添付書類】

①定款変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面（定款変更条文新旧対照表）

③総会議事録（謄本）

変更が事業計画又は収支予算に係るものである場合は財産目録、貸借対照表

※定款変更は事前に担当指導員にお尋ねください

事業年度終了後 2 か月以内

税務署・県・市町村への法人税等の税務申告

事業年度終了後、原則 2 か月以内に税務申告書類の作成・提出・納税

法人税等…税務署 法人県民税＋事業税…県税事務所 法人市町村民税…市町村税務課

組合の代表者・住所・出資金の額等に変更があった場合には異動届の提出が必要になります

法務局への変更登記申請

代表理事の変更（同一人物が留任した場合も含む）があった場合、就任日から 2 週間以内に法務局へ変更登記申請を行います。なお、留任以外での代表理事変更の場合には、印鑑届も必要となります。

また、登記事項である「名称、主たる事務所、事業、公告の方法、出資一口の金額、出資の払込の方法、地区」に変更が生じた場合は、定款の記載事項であるため所管行政庁に定款変更を申請し、認可後に変更登記を行います。

定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ効力を生じませんので、事前に中央会までご相談ください。

業界の動き



概況

3月の山梨県内のDI値は、業種全体で、売上高は▲46ポイント(前年比▲60)、収益状況は▲42ポイント(前年比▲34)、景況感▲46ポイント(前年比▲38)となり、いずれの項目も昨年より大幅に悪化している。

製造業では、売上高▲45(前年比▲55)、収益状況▲40(前年比▲35)、景況感▲55(前年比▲40)と全ての項目において悪化、対前月比からも共に▲20～▲25の悪化となった。

3月は新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、世界の工場と言われる中国を中心に生産材料や部品等の供給が滞り、国内生産の停止や需要の減少を見越した生産調整も始まり、下請けの多い機械製造業や電気機器製造業からは影響の長期化を懸念する報告があった。

非製造業では、売上高▲47(前年比▲64)、収益状況▲43(前年比▲33)、景況感▲40(前年比▲37)と製造業と同様に悪化しており、新型コロナウイルスの国内での感染が広がり始めた中で、観光・レジャー・移動の自粛ムードが拡大、宿泊業やタクシー・バスの旅客運送業では大きな打撃を受けた。関連して、青果や水産物での宿泊業・学校給食向けなどの業務用食材がまったく動かず、燃料消費も対前年比▲80%との報告もあった。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大が進むとさらに経済の停滞を招き、経営が立ちゆかなくなる中小企業が増加することも考えられ、至急に経営維持を助成する措置の実行が望まれる。中央会では事業を安定的に継続させるためには、有事に際にもあらかじめ対応方法を策定し、その計画に従って経営資源(人材・材料を含む設備、資金)を強化する事業継続計画の重要性を引き続きPRし、策定支援(専門家派遣)を強化する。

業界からのコメント

新型コロナウイルス感染拡大への影響について

■製造業

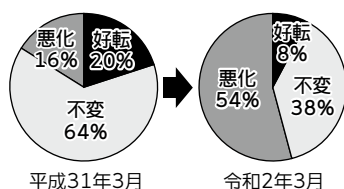
食料品（水産物加工業）	水産加工業では、ホテル・レストラン・居酒屋等向け業務用、ギフト関係共に不振を極め、売上は前年同月比 59%である。
食料品（洋菓子製造業）	菓子製造業では、天候にも恵まれ、冷凍の売上が順調であった。学校休校によるおやつ特需もあり、売上は前年同月比 131%と好調であった。4月以降外出自粛要請強化等により売上は不透明である。
食料品（麺類製造）	売上は減少している。スーパー等の小売は良い方であるが、観光客がいないので、土産品や食事等の売上はほぼない状況である。
食料品（パン・菓子製造業）	3月は売上が減少。1月、2月の売上は、昨年対比で増加していたが、3月の売上は前年同月比 5%減少した。日に日に感染者数が増加しているため、大変不安である。
食料品（酒類製造業）	外出の自粛から外食する機会が減少傾向しているため、売上への影響が大きい。
木材・木製品製造	今の段階で影響は出ていないが、今後、欧州材・米材の輸入減少を懸念している。従業員から感染者が発生した時の対応を危惧している。
家具製造	毎年3月が繁忙期のため、売上は増加したが、4月からは徐々に減少してきている。今後、どれくらいのか売上減少になるのか大変不安である。
印刷・同関連業	イベント・セミナー・総会等、あらゆる行事が中止となり、関連した印刷物等の発注がないため、間接的な影響が出始めている。この状況が長引くことで今後の悪影響が懸念される。
鉄鋼・金属①（金属製品製造業）	中国との輸出入が停止され、生産材料が入ってこない。
鉄鋼・金属②（金属製品製造業）	今後の売上減少が懸念される。
一般機器（金属製品製造業）	業界では設備投資関連の需要が昨年から落ち込み初め、厳しい状況となっている。世界全体の経済の低迷し、今後更なる景気悪化が酷くなると思われる。今年は厳しい年になる。
一般機器（工作機械部品加工業）	部品供給が一部で滞っているため、売上や収益が減少している。組合員企業では、従業員・来客・資材搬入者等の検温を実施し、健康管理に留意している。本社等の会議はテレビ会議、不要な会議への不参加で対応を行っている。社員食堂でも片側の椅子のみにして、食事中の会話は禁止する対応を行っている。
電気機器①（電気機械部品加工業）	現在の仕事の受注量は確保しているが、5月のGW連休明けから減少する見込みである。
電気機器②（電気機械部品加工業）	現在は影響はないが、ここ数ヶ月で状況が変化してくると予測している。毎年、年度替わりの時期は受注量が減少し、仕事の確保が難しい。
宝飾（研磨）	3月は前年同様の売上であったが、4月以降はイベント等の中止により半減すると予測している。
宝飾（貴金属）	国内外の取り引きが止まり、商品の流通が停止している状況である。

次ページにつづく

■非製造業

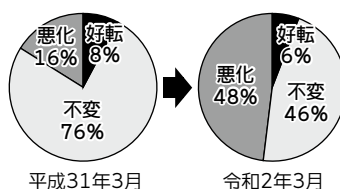
卸売（塗料）	業種を問わず廃業や倒産の可能性が出てくる。
卸売（紙製品）	中国からの原材料購入がストップしたため、売上げに影響がある。
卸売（ジュエリー）	国内外のイベントが中止となり、販売額が激減している。先行きの見通しは全く立っていない状況である。
小売（青果）	学校給食・ホテル・旅館飲食業界への売上げが非常に少なくなり、個人経営の業者は厳しい状況である。
小売（水産物）	ホテル・旅館・飲食店等への食品卸売りの売上げが減少している。外出自粛の影響から小売の売上げに関しては増加した。
小売（電気機械器具小売業）	地域店においては各メーカー系列ごとに例年実施している春の販売イベントが全て中止となり、販促を中心とした営業活動に大きな影響がでている。実績も大幅に減少し、資金繰りにも影響が出始めている。
小売（その他）	在庫は確保しているが、需要の減少を懸念しており、新年度の受注が心配である。
小売（ガソリン）	3月上旬から月末で原油価格が急落している。各ガソリンスタンドは、仕入れや在庫調整に苦慮している。燃油の販売量は前年比▲80%となっている。
商店街①	イベント中止や飲食店での団体客のキャンセルにより、売上げが減少している。今後の見通しもわからない状況である。
商店街②	飲食店では予約が全てキャンセルとなった。今後の売上げ予測も不透明である。経済対策の給付金に期待する。
宿泊業	観光客やビジネスの出張等減っているため、ホテル・旅館の予約がほぼキャンセルとなっている。週末においても空室が多く厳しい状況である。
美容業	客数が減っている。卒業式の中止や縮小、結婚式の延期やキャンセル等も増えているため、売上への影響が大きい。今後も感染拡大が収束しなければ売上げもさらに減少してしまう。
産業廃棄物処理	全体の売上げ、収益は減少傾向にある。業界でも今後影響が出てくる。事態が長引けば倒産する企業がある。
警備業	3月は桜祭りや春季スポーツイベント等が中止となり、売上げが大幅に減少した。しかし、土木工事を対象としている交通誘導警備業務への影響は少ない。今後は、4月以降の各種イベントが中止・延期となれば売上は減少する。県内への感染拡大が広がれば、土木工事等においても作業停止となる可能性がある。
建設業（型枠）	型枠工事は現状での影響はない。工事も順調に進んでいる。しかし、今後については職人の感染や受注減少の恐れがある。
設備工事（電気工事）	組合主催の講習会等が開催出来ない状況である。一般家庭工事関係への影響はないが、海外から輸入材料が減少（入ってこない製品もある）しているため工期がずれ込むことがある。
設備工事（管設備）	給排水用具の安定的調達が困難となっている。工期の遅れや受注にも影響が出始めている。
運輸（タクシー）	業界は史上最大の危機的状況である。繁忙期に人の移動が制限され、乗客はほとんどいない。先の見えない状況である。
運輸（バス）	観光・学校行事等が全てキャンセルになったため、売上げが大きく減少している。
運輸（トラック）	今後は物流関係に様々な影響が出るのが大いに懸念される。

売上高（前年同月比）



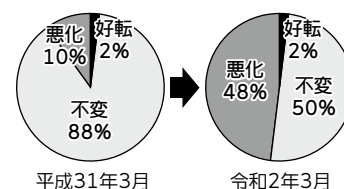
- D I 値
▲46 (前年同月比▲60)
- 業種別D I 値
製造業 ▲45 (前年同月比▲55)
非製造業▲47 (前年同月比±64)
- 前月比D I 値
製造業 ▲20
非製造業▲10

収益状況（前年同月比）



- D I 値
▲42 (前年同月比▲34)
- 業種別D I 値
製造業 ▲40 (前年同月比▲35)
非製造業▲43 (前年同月比▲33)
- 前月比D I 値
製造業 ▲20
非製造業▲10

景況感（前年同月比）



- D I 値
▲46 (前年同月比▲38)
- 業種別D I 値
製造業 ▲55 (前年同月比▲40)
非製造業▲40 (前年同月比▲37)
- 前月比D I 値
製造業 ▲25
非製造業▲17

$$DI値 = \left(\frac{\text{良数値} - \text{悪数値}}{\text{調査対象組合数}} \right) \times 100$$

2回目の6次産業化総合化事業計画の認定は県内で初めて

奥野田葡萄酒醸造株式会社

中央会の6次産業化サポートセンターが支援してきた甲州市の奥野田葡萄酒醸造(株)の「地球温暖化に順応した新たな栽培・醸造工程の確立による高品質ワインの醸造・販売事業」が、6次産業化総合化事業計画として3月31日付で関東農政局から認定された。

同社としては平成23年の認定に続き2回目の計画認定となり、1事業者が2回の認定を受けるのは県内でも初の事例となった。

1回目の認定計画の「ワイン用葡萄等を使った新商品・ランチレストラン事業」では、県の補助事業を活用して飲食施設などの整備を図った。この施設を活用して、醸造用ぶどう栽培クラブ「奥野田ヴィンヤードクラブ」の運営を始め、現在、首都圏のワイン愛好家など200名以上の会員が活動するに至っている。



2回目の認定計画では、地球温暖化にあわせてぶどうの剪定時期などを変更するとともに、国の補助金を活用して醸造場の新設などの施設整備を進めることとした。新醸造場では、醸造工程にマセラシオン(フランス語で「^{かき}し」=発酵中の果汁にぶどうの果皮や種子を漬け込んだままにしておくことで色素や渋みが出て重厚な味わいになる)のための果汁と果皮・種子の浸漬・攪拌設備を導入、ぶどうの果実味や複雑味などの味わいの厚み、ぶどう品種ごとの特徴香が強く感じられるワインの製品化を目指す。

施設は今年度中に完成させ、令和3年度からは新醸造場でワイン醸造が行えるようにする予定である。今回の計画では、インバウンド需要や輸出の売上拡大も見込んでいることから、新商品の販売までに新型コロナウイルスの問題が解決し、外国人向けの需要が回復することを期待している。

介護事業の取り組みをPRするホームページを作成

企業組合介護・障害支援CFK

介護サービスを行っている企業組合介護・障害支援CFK(遠藤りさ理事長 組合員21名)は組合の知名度の向上と受注の拡大を図るため、組合のホームページを中央会の取引力強化推進事業を活用して作成した。

同組合は2019年3月に設立。設立後の一番の課題は、利用者を増やして早期に経営を安定させることであった。法人化する前は受注拡大のための営業活動を積極的に行っておらず、受注を増やすためには既存顧客である介護支援先からの口コミや介護計画を作成するケアマネージャーの紹介に頼る部分が多かった。そこで、設立後すぐに中央会の取引力強化推進事業を活用し、組合の知名度の向上による受注拡大を図るためにホームページ作成に取り組んだ。

組合ではホームページ作成のための委員会を設置、利用者や関係先に組合事業をわかりやすく伝え、閲覧者が理解しやすい表示や表現を意識したホームページとなるように組合員が中心となって検討を進めた。また、組合員が行っているサービスを周知するため、「利用できるサービス一覧」のページにリンクするQRコードを組合員の名刺に印刷するとともに、組合員がスマホやタブレットを使って、利用者が必要とする支援サービスを確認できる形で紹介や周知活動をはじめている。今後は、組合員の技術力の向上と新人教育のための研修事業を強化することで将来にわたって組合と組合員の介護事業が安定したサービスの提供を行えるよう取り組みを進めていく。

遠藤理事長は「提供可能なサービスの見える化や情報発信の充実で、組合の事業活動をこれまでより広く周知し営業力を強化することができ、利用者を増やすことで組合事業の拡大が見込める。また、組合事業が拡大することで組合の経営安定を図りながら教育研修も充実させ組合員の技術の向上や働き甲斐につなげていきたい。」としている。



やまなしものづくり最前線！

中央会では、国が行う「ものづくり補助金」の山梨県地域事務局として、試作開発等に取り組む事業者への補助金交付や事業推進の支援に取り組んでいます。このコーナーでは、「ものづくり補助金」を活用し、新たな事業展開のための試作開発に取り組んでいる事業者を紹介します。

株式会社 イチムラボディーショップ

近赤外線超高速塗装乾燥システム導入による作業効率化と付加価値向上

代表取締役 市村 智 氏



株式会社イチムラボディーショップは、南アルプス市で自動車整備・板金塗装を経営して今年で52年目になる。一般的に自動車の塗装における作業効率化を阻害する大きな要因は塗装乾燥工程にあり、自動車補修に不可欠な下地表面への加熱調整や塗装工程の乾燥時間を品質を落とさずにいかに短縮させるかが課題であった。

また、欧州車をはじめ国内メーカーの新車塗装ラインは、作業者の健康負担や環境保全の高まりからシンナーなどの有機溶剤を使わない水性塗料に移行しており、同社でも職場環境の改善や環境負荷軽減の観点から水性塗料の採用を検討していた。しかしながら、修理依頼が増加し当社の処理能力が限界となっている中、乾燥時間も含め作業時間が2倍程度かかる水性塗料への完全切替えには踏み切れずにいた。

そこで同社ではこの現状を打開するため、ものづくり補助金を活用し近赤外線による高速乾燥システム(クイックドライシステム)を導入し、課題解決に取り組むことにした。

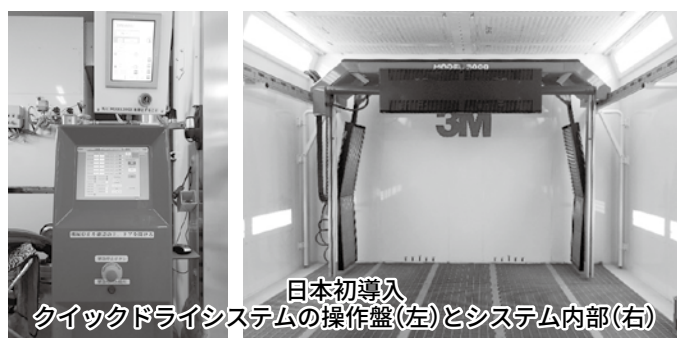
一般的な塗装作業では塗装ブース内の空気を暖めたり、赤外線で直接塗装面を加熱する焼付け塗装を行うが、クイックドライシステムではガス触媒の反応を利用して近赤外線を発生させ、塗料等に含まれる水分や溶剤、樹脂を発熱させて乾燥硬化を促す

ことができる。そのため、ボディを熱することなく、塗料やパテのみを短時間で均一に乾燥できる特徴がある。

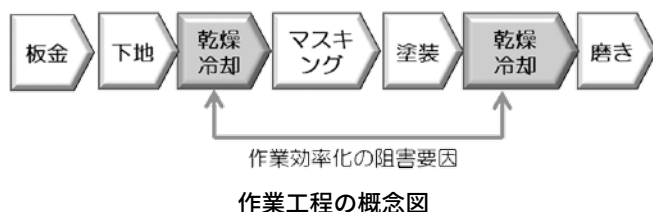
導入後は黒、赤、銀メタリックなど色の異なる実験車両やパネルを使用してベース塗装とクリア塗装を行い、乾燥工程時間、塗装ブース内に浮遊するチリやほこりの付着による表面突起(ブツ)の数、仕上がり具合などの検証を重ねた。約3ヶ月の検証の結果、乾燥時間が短縮できたことで全作業工程のリードタイムが260分から120分と1/2以下になり、ブツ数も140個程度から10個程度へと大幅な減少を達成した。作業効率と付加価値が向上したことで水性塗料への完全切り替えも実現できた。

近年販売される自動車の多くが、自動ブレーキやレーンキープ機能などの先進技術を搭載し、安全性能の高まりによる事故率の低下や保険料率の改定など、自動車補修業界を取り巻く環境が厳しくなっている。同社では、業界に先駆けてこれまでにない高速乾燥システムを構築できたことで新たな付加価値を顧客に提供するようになった意義は大きい。

市村社長は「ものづくり補助金を活用し自動車補修作業が改善できたことで、お客様には短納期・高品質なサービスを提供できるようになった。加えて、従業員の健康面や環境面に配慮した事業活動に取り組める体制も整った。今後も付加価値が高いサービスを従業員と共に考えながら『お客様に喜んでいただく』という信念のもと活動していきたい。」と将来に向けた思いを語ってくれた。



日本初導入
クイックドライシステムの操作盤(左)とシステム内部(右)



令和2年度の組合・組合員向け支援事業を紹介します

中央会では、中小企業組合をはじめとしたさまざまな連携組織、その構成員である中小企業者の経営力の向上や新たな取り組みなどを支援する事業を令和2年度も積極的に展開していきます。

その中から主要な支援事業を紹介します。組合事業の活性化や組合機能の強化、組合員たる中小企業者の課題解決などにぜひご利用ください。また、中央会では中小企業経営に必要なアドバイス・様々な情報提供も行っていますので、組合に関することだけでなく、個企業の経営に関することもお気軽にお問い合わせください。

税制・労働・事業承継・事業継続・持続化など各種制度への対応を分かりやすくお伝えします

諸制度改正に伴う専門家派遣事業

社会・経済環境の変化によって大きく影響を受ける組合・中小企業者の経営改善に必要な消費税対策、働き方改革への対応、事業継続力強化計画策定、生産性の向上、事業継承について学ぶ講習会の開催や、専門家の派遣を行います。

早いもの勝ち! # 予算限定 # 事業期間～12月末 #10/10 補助 # 連続実施可

補助対象科目：講師謝金・旅費、借損料、車借上料、消耗品、通信運搬費

企業・業界特有の問題・課題への対応又は組合員等の多くの方に共通する課題の解決を支援する

中小企業個別相談事業／組合等課題解決指導事業

組合員企業が直面する法律的な問題・課題、組合等が組合員にために行う教育研修事業にかかる専門家派遣・講習会の開催・先進事例視察など課題に応じて支援します。

事業期間～令和3年3月まで # 対象経費の2/3 補助 # お気軽に使える # 複数回利用可

補助対象科目：講師謝金・旅費、借損料、消耗品、通信運搬費など

組合員等の事業紹介や受注拡大につながる取り組みを支援する

取引力強化推進事業

共同販売や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の作成等を行う事業を支援します。

一生懸命公募中 # 事業期間～令和3年1月末 # 対象経費の2/3 補助 #500,000円上限 # 早いもの勝ち

補助対象科目：謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

各種計画書の策定アドバイス

いつでも支援中 # コロナ対策BCP # 全国で活躍する専門家紹介 # 事業継続力・事業承継 得意科目!

「経営力向上計画」や「事業継続計画につながる事前対策に関する計画」などを策定し、国、または県から認可等を受けることで計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援など）を受けることができます。詳しくは中央会担当者にご相談ください。



((((その質問必要ですか？))))

人権に配慮した公正な採用選考ができていますか？

公正な採用選考を行うポイント



- ① 応募者に広く門戸を開く
- ② 本人のもつ適性・能力のみを基準にして選考する

適性や能力と関係ない次の事項に応募者に質問したり、採用選考（応募用紙等）に取り入れたることは、就職差別につながる恐れがあります。

本人に責任のない事項

- ①本籍・出生地 ②家族 ③住宅状況 ④生活環境・家庭環境など

本来自由であるべき事項（思想・信条に関わること）

- ⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦人生観・生活信条など ⑧尊敬する人物 ⑨思想 ⑩労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪購読新聞・雑誌・愛読書など

不適切な選考方法

- ⑫身元調査などの実施 ⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭合理的・客観的に必要性のない健康診断の実施

▶お問い合わせ先 山梨労働局職業安定課 ☎ 055-225-2857

特設サイト→



セーフティドライブ チャレンジ123

参加チーム募集！

123日間、無事故無違反に取り組む5人一組のチームを募集します。

無事故無違反を達成したチームは、ギフト券などの賞品が当たる抽選会に参加できます。

●募集期間

5月20日(水)～6月19日(金)

●チャレンジ期間

7月21日(火)～11月20日(金)の123日間

●応募資格

運転免許を持つ県内在住者または在勤者

●参加費

1チーム 3,350 円

(無事故無違反確認用の運転記録証明書申請料)

※ただし、シルバーの部(チーム全員が65歳以上)のみ
3人～5人の参加可(3人:2,010 円、4人:2,680 円)

問い合わせ先 山梨県リニア交通局交通政策課

TEL 055-223-1353 FAX 055-223-1335

山梨チャレンジ123

検索



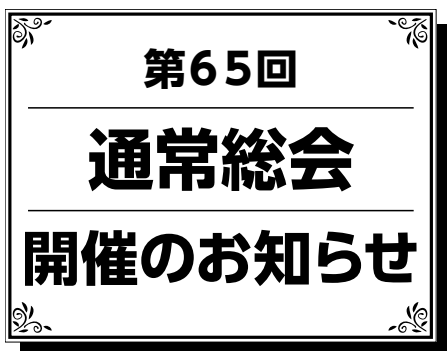
令和元年度環境標語最優秀作品

豊かな自然 綺麗な環境
未来に届ける贈り物

🚚 (一社) 山梨県トラック協会



山梨県
中小企業団体中央会



当会通常総会を
次の日程にて開催致します。

開催日時

令和2年6月4日(木)
14:00~

開催場所

アピオ甲府
タワー館 6階「サボイ」
昭和町西条3600



所得税・法人税・住民税・事業税・・・
新型コロナウイルスの影響に係る

「納税などの猶予措置」について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主に対して、国税・地方税の納税に係る猶予措置があります。この措置は、1年間の納税を猶予するだけでなく「担保の提供が不要」な上、「延滞税・延滞金」もかかりません。

各種詳細は、それぞれの担当窓口までお問い合わせください。

	国 税	地 方 税
な 対 象 税	令和2年2月1日~令和3年1月31日までに納期限が到来する 「所得税」、「法人税」、「消費税」等のほぼ全ての税目(印紙税などは除く)	「個人住民税」、「地方法人二税(法人住民税、法人事業税)」、「固定資産税」等のほぼ全ての税目(証紙は除く)
対 象 要 件	以下①・②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者 (個人法人の別、規模は問わず) ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ② 一時に納税などを行うことが困難 ^(注) であること。 (注)「一時に納税などを行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。	
手 申 続 等	・関係法令の施行から2か月後、又は納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要。 ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出するが、提出が難しい場合は口頭で話を聞くこともできる。	
わ 問 せ い 先 合	国税局猶予相談センター TEL 03-6672-3503 もしくは、最寄りの税務署まで	山梨県総合県税事務所 (滞納整理部) TEL 055-261-9120

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となります。
※このほかにも、「厚生年金保険料等の納付猶予」などもあります。詳しくは関係省庁などのHPをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている
中小企業・小規模事業者の皆さま

新型コロナウイルスの影響による
緊急資金繰り支援として、
通常の保証枠を拡大した

- セーフティネット保証4号・5号
- 危機関連保証

をご用意しております。

県や市町村の制度融資を利用することで、
保証料の全額補助や利子補給
を受けられる場合があります。

詳しくは、フリーダイヤルまたはホームページをご確認ください。



山梨を支える企業とともに
山梨県信用保証協会

0120-970-260

(本 店) 〒400-0035 甲府市飯田2-2-1
(富士吉田支店) 〒403-0004 富士吉田市下吉田2-31-14



Homepage



Facebook

小規模事業者の皆さまへ 日本政策金融公庫 国民生活事業

日本政策金融公庫 国民生活事業からのご案内

「事業資金」のお知らせ

事業承継・集約・活性化支援資金のご案内

ご融資額 7,200万円以内
返済期間 設備 20年、運転 7年

ご相談は甲府支店が承ります。
お気軽にご相談ください。

「国の教育ローン」をご存じですか?

公的融資制度として35年以上の歴史をもつ
「国の教育ローン」のことです。

融資限度額 〳お子さま1人につき/ 〳海外留学資金の場合/
上限 350万円 上限 450万円



「国の教育ローン」3つのポイント

- 1 固定金利
年 1.66%
令和2年4月1日現在
最長15年の
長期返済
- 2 ご家庭の状況
に応じた
優遇制度
- 3 (公財)教育資金
融資保証基金
による保証

- お借入時の金利が完済まで
変わらない固定金利を採用
し、返済期間は、最長15年
までと長期です。
- 「国の教育ローン」は、母子
家庭、お子さまが3人以上の
世帯などを対象に、返済期間
の延長、金利の低減などの優
遇制度があります。
- 「国の教育ローン」では、
公益財団法人教育資金融資
保証基金による保証をご利
用いただけます。

日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-26-2 Tel:055-224-5366

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。